

国立大学教育研究評価委員会（第28回）議事録

1. 日 時 平成23年8月24日（水） 13:00～15:00

2. 場 所 学術総合センター 1階 101・102特別会議室

3. 出席者

（委員）池上委員、梶山委員、小畑委員、杉山委員、鈴木委員、関本委員、  
高倉委員、戸谷委員、豊田委員、中島委員、野嶋委員、福山委員、  
丸山委員

（事務局）平野機構長、岡本理事、福島理事、川口特任教授、河野評価研究主幹、  
武市教授、児島評価事業部長、小笠原評価企画課長 外

（オブザーバー）寺門国立大学法人評価委員会室長、君塚国立大学法人評価委員会室  
室長補佐（文部科学省）

議 事

- (1) 独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の会議の公開について
- (2) 国立大学法人等の教育研究の状況の評価について
- (3) ワーキンググループの設置について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) その他

・国立大学教育研究評価委員会の開催に当たり、機構長から挨拶があった。

・委員会委員、事務局の紹介

・委員長及び副委員長の選出

委員の互選により、委員長に梶山委員、副委員長に杉山委員が選出された。

（○：委員、●：事務局、◎：オブザーバー）

○委員長 それでは、議事に入ります。まず、事務局から会議の公開に関する取り扱いについての説明をお願いします。

● では、会議の公開についてお諮りいたします。

資料4として、本委員会の会議の公開に関する規程の案を置いております。赤字の部分は、この4月に当機構内の組織改編がありました関係で、担当課の名称が変わっている部分です。

本委員会の会議の公開の取り扱いとしては、第2条で規定しておりますとおり、従来、原則として公開とし、委員長が、国立大学及び大学共同利用機関の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は不当に国立大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合、その他委員長が必要と認める場合は非公開とするという取り扱いとしております。

この会議の公開について、本委員会で今後どのように取り扱っていただくかご審議をいただきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。只今、事務局から会議の公開についての説明がありましたが、何かご意見ございますか。

異議がなければ、会議の公開については、原案のとりの取り扱いとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ありがとうございました。

それでは、次に第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、文部科学省からご説明いただきます。本日は、非常にご多用のところ、文部科学省の国立大学法人評価委員会室の寺門室長と君塚室長補佐にお越しいただいております。現在、文部科学省国立大学法人評価委員会で検討されている第2期中期目標期間における国立大学法人評価の実施方法等について、その方向性などについてご説明いただきたいと思っております。寺門室長よろしく申し上げます。

◎ 本日は、お時間を頂戴いたしましてありがとうございます。改めまして本委員会の委員の先生方、また、大学評価・学位授与機構には日頃より国立大学法人評価につきまして、多大のご尽力を賜っていることに対しまして、また今後も引き続き賜ることに対しまして、深く御礼、またお願い申し上げたいと思っております。

資料としてお手元の資料5から資料7を用意しております。時間の関係上、適宜ポイントを説明申し上げたいと存じますが、今、委員長からお話がありましたように、1つ目は、第2期中期目標期間における国立大学法人評価の検討の状況について、2つ目に、国立大

学法人評価に関わる事業仕分けの状況について簡単に説明申し上げます。

まず、第2期中期目標期間における国立大学法人評価については、昨年6月に開催された文部科学省に置かれました国立大学法人評価委員会の総会において、当時行われておりました国立大学の法人化の検証を踏まえ、改善の方針を決定しております。資料5に具体的な改善点を示しております。内容は多岐に渡りますが、大きなポイントとしては、第2期中期目標期間の評価においては、第1期中期目標期間において中間的に実施した暫定評価は、この第2期中期目標期間においては実施せず、中期目標期間終了後、すなわち平成28年度にのみ評価を実施すると決定しております。

この法人化の検証の際に大きく議論になりましたのは、教育研究の現場における評価の負担をできるだけ軽減すべきであると、特に政務三役等が強く口にされたこと、また、教育研究の現場でのヒアリングからも同様の意見があったため、この教育研究の中期目標期間評価については、効率的に実施することとし、中期目標の達成度評価は、現況分析の結果を十分に活用しつつ行うこと、また学部・研究科等の現況分析は、大幅に簡素化し、効率的に実施することが、この評価委員会総会で決定されております。

現在、この方針を踏まえ、第2期の中期目標期間の評価に係る実施要領を検討しており、各法人の負担をさらに軽減していくところに十分留意し、特に各法人の特性、ミッションを踏まえた目標への取組状況をより適切に評価できる、そういった方法について法人評価委員会で検討を進めているところであり、その最新の検討状況を示したものが資料6です。これが現時点でのたたき台、素案となっております。

これは、今年の5月に文部科学省の国立大学法人評価委員会の総会でご審議いただいた点であり、引き続き検討中となっております。

基本的には、第1期中期目標期間における評価のスキームは踏襲しており、国立大学法人評価委員会において、中期目標期間における業務実績の全体について総合的な評価を行い、このうち教育研究の部分については、国立大学法人法に基づき、大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、大学評価・学位授与機構の評価結果を総合的に評価に反映していく基本的な枠組み、フレームは踏襲をいたします。また、実施方法等についても、基本的な部分については、継続性の観点から踏襲したいと考えております。

加えて、幾つかポイントといたしましては、評価に際して、戦略性が高く意欲的な目標・計画等については、達成状況の他にプロセスや内容を評価してはどうかという点や、積極的な取組として、適切に評価していくといった点を盛り込んでおります。また、国立大

学法人等それぞれに課せられている多様な役割に十分配慮するとともに、教育研究の定量的には十分捉えられない定性的な側面など、中長期的に評価を反映していくことが適切な点等について留意するという点についても、国立大学法人評価委員会の総会等の議論を踏まえ、盛り込んでいるのがこの資料6のたたき台の現状であります。

この実施要領については、引き続き文部科学省の国立大学法人評価委員会で検討を進め、本年10月に開催予定である次の国立大学法人評価委員会の総会において正式に決定いただき、その後、大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、評価を進めてまいりたいと考えております。もちろん評価の実施を要請する前にも、適宜、適切に、大学評価・学位授与機構とは様々な面で情報交換等を行い、スムーズに第2期中期目標期間における評価を実施してまいりたいと考えております。

次に、国立大学法人評価に関わる事業仕分けについて説明申し上げます。この事業仕分けにつきまして、ご心配をおかけしており、誠に申し訳なく思っております。

この事業仕分けにつきましては、大学評価・学位授与機構の外、独立行政法人全般について、昨年4月に内閣府行政刷新会議による事業仕分けがなされ、機構の事業については、認証評価等も対象になりましたが、特に本日の議題に関係します国立大学法人等の教育研究評価につきましては、国が競争的に実施機関を決定するという評価を受けました。

この評価結果を踏まえ、文部科学省としましては、関係者の方々から幾つか指摘を受けております。例えば、適切な評価者やレビューアーを確保し評価を行うという点からいたしますと、実施機関を仮に変えても、評価者の変更が実質的になれば、どれほどの違いがあるのかといったような本質的なご意見、また、現状では、国立大学法人評価の評価結果は、国立大学法人等の運営費交付金の算定に反映させていることから、評価機関の負担が大きいのではないか等々の実務的な意見等も承り、文部科学省としましては、事業仕分けの結果は尊重しつつ、他機関の参加の実現に向けた課題を改めて認識したところです。

資料7は、事業仕分けを受け、昨年12月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針であり、事業仕分けの結果として、今後、大学評価・学位授与機構が業務を独占しない評価の在り方について、対応を検討するという方針を受けました。この閣議決定に対応していくため、まずは、関係評価機関でのノウハウの共有・蓄積を通じて、競争的な環境を醸成してはどうかと考え、関係評価機関において協議していただくため、現在、大学評価・学位授与機構、大学基準協会及び日本高等教育評価機構に参画いただき、本年2月から国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会を発足いただきました。

て、協議を実施していただいております。当研究会の発足につきましては、資料7の裏面にありますとおり、広く報道機関の方にもご周知を申し上げているところであります。

以上、第2期中期目標期間における評価におきましても、引き続き国立大学法人法に基づき、教育研究の状況については、大学評価・学位授与機構へ評価の実施を要請することとしており、一方で、事業仕分けの結果を踏まえ、大学基準協会及び日本高等教育評価機構にもご協力をいただきながら、国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会における議論を十分踏まえ、今後の議論を進めたいと考えております。

本委員会において、今後の課題を幾つか検討されておりますが、よりよい形で国立大学法人評価の改善に役立てるものがあれば、また、こちらでも十分ご相談させていただき、反映させたいと考えております。

以上、両方とも途中経過の報告だけで恐縮ではありますが、私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

文部科学省から、資料5、6、7に関して説明がありました。何かご意見、ご質問等があればお願いします。

私からひとついいですか。暫定評価を実施しないことになっていますが、年度評価のところで、教育研究に関する年度計画の各事項についての進捗状況の記載は求めないとあります。大学としては、今まで中間的な評価があったため、最終年度に向けて、気付くことがいっぱいあるわけです。それが今度は暫定評価がなく、また、教育研究というのは1年間で完全に計画を実施することはできないので、各年度の状況を確認する年度評価は非常に重要になっていくと思います。そういう意味で、年度評価において進捗状況を記載しないと、中期目標期間終了後に改善点等を指摘されても簡単に改善できないため、その辺の仕組みをぜひ考えていただければと思います。

◎ 大変重要なポイントだと思います。この国立大学法人評価の改善点を踏まえて、各大学に対して、現在、平成22年度の年度評価のヒアリングを実施しており、この改善点を実行するに当たっての基本は、大学自身が自己点検・自己評価を今まで以上にきちんと積み上げていくことであり、それを踏まえた上で、国立大学法人評価委員会に提出いただく報告書等は、法人の負担を軽減する意味で減らしていくということでもあります。基本は今、委員長先生がおっしゃった点を十分踏まえた上で実施しており、各学長に必ずお話し上げる必要があるため、十分留意してまいりたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、次の議題へ移ります。第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、川口特任教授から説明願います。

● 本日は資料8と資料9を用いまして、第1期中期目標期間に実施した教育研究評価について説明いたします。

資料8の1ページの下は根拠法令であり、2ページの上の図は先ほど文部科学省の寺門室長からご説明いただきました内容です。真ん中の緑のところにある国立大学法人評価委員会が文部科学省の中に設置されている委員会です。この委員会から、私どもは中期目標期間における業務実績全体のうち、教育研究の状況について評価実施の要請を受け、教育研究評価を実施します。その評価結果は、当機構から、国立大学法人評価委員会に報告するとともに、国立大学法人等にも別途通知し、広く社会へ公表します。

対象となる機関は、国立大学86法人と大学共同利用機関4法人であり、合計90法人です。

当機構では、第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価として、中期目標の達成状況評価と、大学等を構成している学部・研究科等の現況分析を実施いたしました。3ページ目の上でございます。真ん中から左側に「中期目標の達成状況の評価」があり、第1期中期目標期間では、この中期目標期間における業務実績全体のうち、教育研究の状況について、教育に関する目標、研究に関する目標及び社会連携・国際交流等に関する目標の3つの目標に関する評価を当機構が行いました。右側には「学部・研究科等の現況分析」があり、この現況分析では、各大学を構成している学部・研究科等ごとに、教育の水準及び質の向上度、研究の水準及び質の向上度を分析しております。

現況分析における教育・研究の水準は、教育に関しては、教育の実施体制、教育内容、教育方法、学業の成果及び進路・就職の状況の5項目、研究に関しては、研究活動の状況及び研究成果の状況の2項目ごとに、第1期中期目標期間の最後である年度の3月末時点での水準について、期待される水準を大きく上回る、期待される水準を上回る、期待される水準にある、あるいは期待される水準を下回るという4段階で、それぞれ判定いたしました。

質の向上度は、中期目標期間にどれだけ教育・研究の質が向上したか、3段階で判定いたしました。これらの現況分析結果を参考にして、法人全体の中期目標の達成状況について総合的に評価を行いました。

その下は、第1期中期目標期間評価の実施経緯を示しており、まず、平成16～19年度までの実施状況に基づいて、平成20年度に評価を実施し、その結果を公表いたしました。次に、平成20、21年度の評価として、平成16～19年度の評価結果を変更する必要性の確認を基本として、第1期中期目標期間終了後の平成22年度に評価を実施いたしました。つまり、平成22年度に実施した評価は、平成16～19年度の4年間を改めて全部評価するという考え方ではなく、平成20、21年度の2年間で、前の4年間の評価の判定を変える必要があるものについて評価し、必要であれば評価結果を変更するという考え方で実施しました。

第2期中期目標期間における評価では、第1期中期目標期間において平成20年度に実施した評価を実施せず、第2期中期目標期間終了後の平成28年度のみ実施することとなっております。これから当委員会においてご検討いただきたいのは、その平成28年度に実施する評価をどのように実施するのかということでもあります。

中期目標の達成状況評価についてですが、4ページの下にありますとおり、中期目標は、大項目、中項目、小項目という階層構造になっております。

大項目には、教育に関する目標、研究に関する目標、社会連携・国際交流等に関する目標が該当し、例えば「Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の下に記載されてある「1 教育に関する目標」が大項目です。その下に記載されてある「(1) 教育の成果に関する目標」、「(2) 教育内容等に対する目標」、「(3) 教育の実施体制等に関する目標」、「(4) 学生への支援に関する目標」が、中項目に当たります。その下に小項目がございます。この中項目は、多少例外的に違う項目を設定した法人はありましたが、法人による差はほとんどありませんでした。小項目は、法人ごとに大変多様であり、5ページの上、あるいは4ページの上に、小項目とそれに関連する中期計画が書かれておりますが、小項目が非常に多様であることから、関連する中期計画も法人によってそれぞれ違っております。

中期目標の達成状況評価では、小項目から順次評価を積み上げて最終的な評価を導く「積み上げ方式」を採用しており、まず、目標を達成するための措置である中期計画ごとにその実施状況を判断し、次に、その中期計画から構成される小項目ごとに達成状況を判断します。それから、関連する小項目の判定から中項目の達成状況を判断し、最終的に大項目の評価を導き出しております。

4ページの上の図に戻りますと、上から4つ目にありますとおり、中期目標・中期計画それぞれの判定だけではなく、中項目ごとに優れた点、改善を要する点、あるいは特色あ

る点を指摘しております。特色ある点では、必ずしも優れた点とまでは言えないまでも、組織として非常に特色があるとか、それぞれの法人の個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるもの、結果的に十分な成果は出ていなくても先進的・意欲的な取組であると判断されるものを指摘しております。

次に、先ほどから申し上げておりますように、中期目標の達成状況を判断する際に、学部・研究科等の現況分析結果も参照して、総合的に評価を行いました。例えば、3ページの上の図ですが、現況分析の教育水準の分析項目の中に教育内容、教育方法、学業の成果があり、これに対して、達成状況評価では、教育の成果に関する目標、教育内容等に関する目標など、現況分析の分析項目と非常に関係している内容がありますので、現況分析の分析項目と関連する中項目においては、学部・研究科等ごとの現況分析結果を参照して、中期目標の達成状況について、総合的に評価を実施しました。

5ページに戻っていただき、学部・研究科等の現況分析の内容・方法についてご説明します。現況分析は、法人化当初は、その実施が必ずしも明確に決まっておきませんでした。法人全体を対象とする中期目標の達成状況を適切に判断するためには、法人を構成する各学部・研究科等の水準等を明らかにすることが必要であるという判断から、学部・研究科等の教育研究組織ごとに、中期目標期間終了時点の教育・研究の水準や中期目標期間でどれだけ教育・研究の質が向上したかということ进行分析することにより実施いたしました。

学部・研究科等の現況分析と中期目標の達成状況評価の大きな違いは、達成状況評価は、実質的に法人が作成し、社会へ公表している中期目標・中期計画に基づき、その実績を評価するものであり、現況分析は、6ページの上にありますとおり、具体的にどのような項目で教育・研究の水準を判断するかということについて、当機構が分析項目を設定しており、各法人において、教育・研究の分析項目ごとに、学部・研究科等の状況について、想定する関係者の期待に込んでいるかという視点で、自己分析した結果を、当機構が評価することとなっております。

教育水準に関しては、5つの分析項目に設定された基本的な観点ごとの状況について、学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等が想定している関係者の期待に込んでいるかという視点で分析しております。研究水準に関しては、研究活動の状況と研究成果の状況という2つの分析項目が設定されており、研究活動の状況は、どちらかというとならざるを得ないもの、例えば、どれだけ競争的資金を獲得したか、どれだけ発表論文があるか、



それによってどういうインパクトがあったかなど、研究活動の状況における数字的なものを各法人から提出いただき、分析し判定しております。研究成果の状況では、研究の質を分析するため、傑出した論文や業績を各法人から提出いただき、それを分析・判定することにより、その成果の状況を明らかにしております。具体的にどういう問題があったかというの、今後議論させていただきたいと思います。

評価体制は、国立大学教育研究評価委員会が基本的に責任母体であり、その下に、中期目標の達成状況を判定する会議として、法人の状況に応じた8グループを編成しました。学部・研究科等の現況分析は、専門分野別に10の学系部会を編成しました。研究成果の状況に関しては、各法人から提出される研究業績が傑出した業績かどうかを判定する必要があることから、研究業績水準判定組織を設置しました。この判定組織は、科学研究費補助金の分類ごとに専門部会を組織し、各部会には2名以上の専門委員を配置しており、各法人から提出件数が非常に多い分野については、専門委員を増やして対応いたしました。以上のような体制で評価を行ったところであります。

最後のページには、当機構の国立大学教育研究評価委員会の規則の抜粋を記載しております。

資料9は、今お話ししたことを文章で書いておりますので、後でご覧いただきたいと思いますが、8～9ページには、第1期中期目標期間における国立大学教育研究評価委員会委員を掲載しております。

また、10～12ページには、第1期中期目標期間に係る教育研究の状況の評価結果が具体的にどうであったかを記載しております。例えば、11ページの一番上の「教育」において、「良好」の判定欄の矢印の左側の数字が9、矢印の右側の数字が11となっております。この数字はその判定となった法人数を示しており、矢印の左側の数字は平成20年度に実施した平成16～19年度の評価の状況、矢印の右側の数字は、第1期中期目標期間終了後に実施した平成22年度の評価の状況であります。全体的には平成22年度に実施した評価結果において教育研究の状況が向上しているということになりますが、必ずしもそうはいかなかったところもあります。

以上、第1期中期目標期間における教育研究評価の概要について説明いたしました。これを参考に、第2期中期目標期間における教育研究評価をどのように行うかをこれからご議論させていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長　ありがとうございます。それでは、ご質問等がありますか。

○ 第1期中期目標期間における国立大学教育研究評価委員会は30名の委員で構成されており、今回は15名での構成となっておりますが、先ほどご発言のあった簡素化をベースにして人数を減らしているのか、今後増えていくのか、ご説明いただけますでしょうか。

● 現在、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価についてご審議いただくため、国立大学教育研究評価委員会委員として15名の委員を委嘱させていただき、議論を始めていただいております。今後、評価実施年度に向け、上限の30名を目途に増員させていただく必要があると考えております。皆様におかれましては、委員の任期は2年となっておりますが、評価終了時までご協力いただきたいと思いますと考えております。

○ わかりました。

○委員長 ほかにありますか。

○ 学部・研究科等の現況分析について、幾つか問題点があったとご説明いただきましたが、具体的にどのような問題があったのでしょうか。

● 国立大学法人法施行当初、各法人においては、中期目標期間における実績の評価として、法人単位で定めた中期目標・中期計画の達成状況について評価を受けるものと考えられておりました。

また、第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価についての具体的な評価の内容や方法は、中期目標期間の3年経過時あたりに各法人に提示することができたものであり、各法人としては、中期目標期間における実績の評価として、中期目標の達成状況の評価を受けることは認識されていたが、学部・研究科等の教育・研究の水準や質の向上度を分析する現況分析を実施することは、寝耳に水の話だったと思います。これが一番大きな問題であったと考えられます。

一方、国立大学は非常に規模が多様であり、法人全体を対象とする中期目標の達成状況を適切に判断するためには、法人を構成する各学部・研究科等の水準等を明らかにすることが必要であることから、社会への説明責任を果たす点も踏まえ、学部・研究科等の教育研究組織ごとに、中期目標期間終了時点の教育研究の水準や中期目標期間でどれだけ教育研究の質が向上したかということ进行分析しました。

第2期中期目標期間においては、第1期中期目標期間における評価を踏まえ、具体的な評価方法等を検討する必要がありますが、ある程度、こういった評価を実施するかということは各法人に伝わっておりますので、その問題はないかと考えております。

○ 第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施された際のトラブルや、

評価終了後の反省点等がありましたらご説明願います。

● 第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価についての実質的な検証を行うため、アンケート調査を行っており、現在、集計作業を進めております。各法人の対応状況や教育研究評価の在り方に対するご意見を集約する中で、全体的にみて、評価の目的は達成されたのではないかと考えております。むしろ法人全体にとっては、各学部・研究科等の現況分析の結果が参考になったという意見すらありますので、全体的に、教育研究の状況の評価として問題なく実行できたのではないかと考えております。

また、当機構としては、国立大学法人評価に先立って実施しておりました認証評価において、具体的にどういった視点で、教育研究の状況についての評価を実施するかという議論を進めておりましたので、具体的に評価を実施した上での問題点は、それほどありませんでした。

一方で、資料8の5ページの上の図にありますとおり、現況分析結果の達成状況評価への反映等のため、中期目標の達成状況の判定を行う際に、現況分析結果と大きな乖離がないか確認をいたしました。

3ページの上の図ですが、中期目標の段階判定と関係する現況分析の分析項目の判定結果について、全学部・研究科等の数の半数以上の学部・研究科等において、2段階以上の乖離が見られる場合、中期目標の段階判定を1段階変更することができることとしておりましたが、結果として2段階以上の乖離は見られませんでした。つまり、中期目標の達成状況と学部・研究科等の現況分析は、評価対象や評価内容等が異なるものですが、中期目標の項目の内容によっては、現況分析の項目に関連するものがあることから、評価結果において大きな乖離がないかを確認したところ、結果として大きな乖離はなかったということです。

このことから、全体的には、大きな問題なく評価を実施できたと考えますが、敢えて申し上げますと、6ページにありますとおり、研究水準では、研究活動の状況と研究成果の状況の2つの分析項目があり、このうち、研究成果の状況を分析するに当たっては、研究業績の水準の判断が必要であることから、各学部・研究科等ごとに、それぞれの学問分野ごとの特性に応じて、学術的な意義や社会、経済、文化的意義について、各業績を5段階判定していただき、上位2つの区分に該当する優れた業績を選定し、法人全体としてまとめて提出していただきました。研究業績の選定に当たっては、各学部・研究科等における助教以上の専任教員数の50%を最大値としましたが、当機構での水準判定において、上

位2つの区分に該当しないと判定された業績が半数近くあるなど、各学部・研究科等における優れた研究業績について、法人全体として選定し提出する作業に各法人が不慣れであったと考えられます。

こうした点について、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価においてどのように実施していくかについて、ご意見賜ればと考えております。

○委員長　ほかに質問はありますか。では私から質問いたします。

評価に際し、まず各法人が自己評価を行います。大学評価・学位授与機構として、この自己評価をどのように位置付けているのでしょうか。

●　当機構が行う教育研究評価は、その質の向上と各法人の個性の伸長を支援・促進するものであり、これを実効あるものとするためには、設定された中期目標・中期計画について、各法人が自ら厳正に自己評価を行うことが前提であり、最も重要なことであると考えております。

○委員長　では、第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価の際、各法人が行った自己評価と、大学評価・学位授与機構が行った評価結果との差はどれほどあったのでしょうか。

●　各法人が行った自己評価の結果と当機構が行った評価結果が乖離しているという事例はありました。その大部分の理由は、実施状況の根拠となる資料・データの不足です。つまり、提出された自己評価書の記載内容と、その根拠を示すために付記された資料・データの内容が必ずしも一致していないことから、各法人が行った自己評価と当機構が行った評価結果との差が生じた、あるいは、各法人が期待した評価結果とはならなかったということなのです。

また、平成22年度に実施した評価は、平成20、21年度における実施状況とその成果において、平成16～19年度の評価結果を変えうるような顕著な変化があった場合に、その取組や活動の内容及び成果の状況を記述し、各法人から提出いただきましたが、分析の結果、評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判定された事例は、提出されたうちの10%程度でした。その理由は、示された根拠となる資料・データを分析する限り、その大部分が、評価結果を変えうるような顕著な変化とは認められなかったということでもあります。

一方、各法人の自己評価書に記載はなくとも、当機構において、大学情報データベースのデータを調査・分析することによって、研究実施体制の整備、教育の内容、教育の成果等の目標において、評価結果を変えうるような顕著な変化があったかどうかの確認を行っ

ており、数値の減少等により、定めている中期計画が十分には実施されていないと判断された事例もあります。

○委員長　ありがとうございます。ほかに質問等がありますでしょうか。

○　国立大学法人等の中期目標は、6年間において達成すべき目標を設定し、目標期間終了後にそれに対する達成度を評価するということですが、民間企業の立場からすると、6年間は経営のスパンとしてはあまりにも長過ぎ、変化の激しい時代には適用できないと考えられます。民間企業では、長くとも中期目標は3カ年で策定し、ローリングプランとして計画を定期的に見直し、部分的に修正を加えていくのですが、国立大学法人等の第1期中期目標期間における実績として、6年間において達成すべき中期目標を、目標期間の途中で変更したいと申し出た法人はあったのでしょうか。また、第1期中期目標期間においては中間的な評価の際に目標を見直すことがあり得たと考えますが、第2期中期目標期間においては中間的な評価を実施しない方針であり、その場合、当初策定した6年間において達成すべき目標が固定化してしまうことに対する問題点の指摘はあったのでしょうか。

●　確かに6年という期間は長いですが、教育研究の成果は、時に長い年月を経て産み出されるものであり、6年の期間が一概に長いとは言い切れないと考えられます。

先ほど申し上げましたように、平成22年度に実施した評価では、平成20、21年度の2年間における実施状況とその成果において、平成16～19年度の4年間の評価結果を変えようような顕著な変化はほとんどありませんでした。非常に大きな震災が起こるといった事例があれば別ですが、教育研究の状況をみる際には、ある程度の期間は必要だと考えられます。

中期目標期間における目標の変更については、文部科学省からお答えをお願いします。

◎　中期目標・中期計画は、必要と認められる場合は法令にのっとり変更することが可能となっております。例えば、教育研究組織を変える場合等、形式的に変更している事例は毎年度ありますし、中期目標期間において大きな状況の変化があった場合には、その変更を行うことが制度的に可能となっております。

○委員長　よろしいでしょうか。ほかにありますか。

○　確かに6年は長いというのはありますが、学生を受け入れて、4年間の安定したカリキュラムを編成し授業を実施するという観点からすれば、意味があると思いますし、悩ましいところだと思います。

私がお伺いしたいことは、各法人は、中期目標として6年間において達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために教育研究活動を行っていくのであり、6年後には、量的な変化ではなく、質的にどのように変化したのかを評価するものと考えております。

そうした場合、小項目、中項目については積み上げる評価で良いと考えますが、大項目は、6年間の中期目標に直結しているものであり、積み上げる評価ではないのではないかと考えます。

また、実質的に、文部科学省が各法人へ各国立大学等の教育研究等の組織運営を委託していることから、6年間の中期目標期間における質的な変化を評価するのは、文部科学省の役割なのではないかとも思われますが、中期目標を設定するときのプロセスについて、ご説明いただけますでしょうか。

● 積み上げ方式につきましては、年度ごとの成果を積み上げるという意味ではなく、多数ある小項目の判定を積み上げることにより中項目の達成状況を判定し、最終的に大項目の評価を導き出しているという趣旨です。各法人の中期目標において、中項目まではほとんど共通となっておりますが、中項目を構成する小項目は非常にバラエティに富んでおり、例えば、1つの中項目に対して非常に多数の小項目が設定されている場合もありますし、小項目を構成する中期計画では、その数や内容はさらに多様なものとなっております。また、各法人においては、重点項目として特に重視する中期計画や小項目を設定することができることとし、中項目の段階判定を行う際、一定の条件を満たした場合、重点項目の判定に加重をかけて判断しました。そのため、各法人の意思で、特に重視した中期計画や小項目を設定した場合には、それが中項目の判断に反映されております。

中期目標を設定するときのプロセスについては、文部科学省からお答えをお願いします。

◎ 国立大学法人等の中期目標の策定に当たっては、予め各法人の意見を聴き、これに配慮することとなっていることなどから、中期目標の実際上の作成主体は各法人であり、各法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受ける制度となっております。

また、国立大学法人法を策定する際の国会審議等において、大学の自主性、自律性を十分に尊重する観点から、文部科学大臣による中期目標・中期計画の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ることとなっており、基本的には、各法人において様々なことをご考慮いただいて申請いただいた中期目標・中期計画については、各法人の意向を尊重しております。

その後の中期目標期間における評価を行う局面になった際には、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について文部科学省の国立大学法人評価委員会が評価を実施いたしますが、教育研究の状況についての評価は、大学評価・学位授与機構にその実施を要請し、その評価結果を最大限尊重するという制度になっております。具体的に、各法人におけるミッションや達成すべき目標については、例えば国立大学法人評価委員会のワーキンググループのような席上で確認し、その目標・計画について年度評価を毎年積み上げていくといったようなプロセスの中で適切に対応していくという制度になっております。

○ その観点からすると、やはり各法人の中期目標において大項目が同じということが問題ではないでしょうか。

● 大項目というのは教育に関するもの、研究に関するもの、社会連携や国際交流等に関するものといった、あくまでも大学の教育研究等の質の向上に関する基本的な目標です。

○ その内容は各法人においてかなり違うということですか。

● はい。ですから、小項目ではかなり違いますし、中期計画では千差万別です。

○ つまり、この大項目については、一般的なモデルを示したものということですね。

● はい、そうです。

○委員長 それでは次に、第2期の中期目標期間に係る教育研究の状況の評価の検討事項について、岡本理事から説明願います。

● まず、参考1として、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証アンケート結果と速報値を抜粋しお示ししておりますので、こちらから説明いたします。

この検証アンケートは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価について、各法人の対応状況等を調査し、実質的な検証を行うために実施しており、現在、当機構において回答内容を分析しており、最終的に分析結果を取りまとめ、当委員会にお示しいたしますが、本日はその速報値を見ていただきたいと思います。

1 ページ目は、第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価全体（平成16～19年度の評価及び評価結果の確定）の効果・影響について、各法人がどう受けとめているかについてです。例えば、項目 a 「教育研究の質的向上が促進された」については、おおむね肯定的な意見であったと考えられますが、項目 f 「評価結果は高等教育政策の策定へ適切に活用された」については、否定的な傾向が見えております。

2 ページは、第 2 期中期目標期間の教育研究の状況の評価について、法人としてどういうことを期待しているのか調査しており、項目 a「大学等の個性の伸長に、より寄与すべきである」については、評価実施の目的として重視すべきという意見が圧倒的に大勢を占めております。また、項目 e「教育研究活動の質的向上に、より寄与すべきである」についても、重視すべきという意見が非常に多くなっております。

3 ページでは、第 2 期中期目標期間の評価では、6 年終了後の 1 回のみ評価を行うことについて、意見を聞いております。項目 a「大学等内での評価作業の負担が軽減される」という意見は比較的多く、項目 g「学内での根拠資料・データの収集・蓄積が行いにくくなる」では否定的な意見が多くなっており、評価に係る資料・データを年々蓄積していくことにより、評価作業の負担が軽減されるというような結果が出ております。

4 ページ目では、学部・研究科等の現況分析の在り方について調査をしており、項目 a「教育・研究成果のみを評価すれば良い」については肯定的な意見は少ない一方、項目 b「教育内容・方法や体制の評価も必要である」については肯定的な意見が多く、教育・研究の成果のみならず、プロセスも評価すべきという結果となっております。

また、東日本大震災による中期目標・計画の実施や教育・研究活動への影響についてお尋ねしており、統計的なデータとして数値が示されておりますが、被災地かそうでないかなど、個別に分析をする必要があると考えております。以上のアンケート結果を参考に、資料 10 をご覧ください。

資料 10 では、第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価に関する論点をお示ししております。第 2 期中期目標期間は平成 22 年度から始まっており、現在、既に 2 年目に入っていることから、中期目標期間評価は平成 28 年度に実施予定ですが、今年度中を目途に、当機構が実施する教育研究評価について、その基本方針、基本的な内容、手順等を説明した評価実施要項を策定し、各法人へお示しする必要があると考えております。

基本的には、第 1 期中期目標期間における評価から方針等を大幅に変更することは考えておりませんが、国立大学法人評価委員会において、第 2 期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点が示されていることなどから、次のような論点があるのではないかと考えております。

最初に、中期目標の達成状況の評価は、現況分析の結果を十分に活用しつつ行うということについて、第 1 期中期目標期間における評価では、各法人の中期目標の達成状況を分析する際、必要に応じて、学部・研究科等の現況調査表等を参照し、総合的に評価を行い



ましたが、中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析の評価作業を同時進行し実施したため、中期目標の達成状況評価に学部・研究科等の現況分析の結果を十分に活用することについては課題が指摘されているところです。中期目標の達成状況報告書は、中期目標期間の終了後三月以内に提出することが法令で規定されておりますが、より効率的な評価を行う観点から、例えば現況分析に係る資料の一部の提出時期を必要最低限前倒し、評価を先んじて実施していくことなども検討いただきたいと考えております。

また、第1期中期目標期間における評価のプロセスとして、書面では確認できなかった事項等を調査するため、訪問調査を実施しましたが、第2期中期目標期間における評価では、例えば、法人の長等とのヒアリングを原則とし、中期目標の内容等に応じて、訪問調査は必要に応じて実施してはどうかなどについても議論いただきたいと考えております。

2つ目に、学部・研究科等の現況分析は大幅な簡素化をして、効率的に実施するという点について、現況分析の教育・研究の水準判定の分析項目は、大幅に見直す必要があるのではないかと考えており、第1期中期目標期間における評価と比較し、分析項目や観点を簡素化することが必要ではないかということでもあります。また、認証評価の資料の活用について、認証評価は、各大学が教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものですが、第2期中期目標期間においては、複数ある認証評価機関のいずれかの評価を、各大学必ず1回は受けていることから、評価の効率化の観点から、その資料を法人評価に活用できないかということが課題ではないかと思っております。こちらにつきましては、先ほどご紹介のありました国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会でも重要な議題となっており、第2期中期目標期間における法人評価を設計する際にも、大きな課題であると思っております。

学部・研究科等の現況分析における質の向上度の判定方法については、第1期中期目標期間における評価では、法人化以降の教育研究活動や成果の状況を示す具体的な改善事例等の内容について分析し、判定を行いましたが、第2期中期目標期間における評価では、第1期中期目標期間末の現況分析結果と比較して、6年間でどのように教育研究の質が向上したか分析することとされており、具体的にこの質の向上度をどのように判定するのかということが当然問題になってくると思っております。

また、研究業績水準判定をどのように行うのかということも検討課題ではないかと思っております。

大学情報データベース等の情報の活用については、各国立大学法人等において、毎年度

蓄積しているデータ等をどのように評価に活用していくのか、評価の効率化の観点から検討する必要があると考えております。

次に、検証アンケート結果から導き出される論点として、大学等の個性の伸長に、より寄与すべき評価方法について、具体的に検討する必要があるのではないかと考えております。

同様に、東日本大震災の影響やその対応についても、幾つかの法人においては、中期計画の見直しも検討されていることなどから、復旧・復興への貢献も含め、東日本大震災の発生による中期目標・中期計画の実施や教育・研究活動への影響を踏まえた評価方法を検討する必要があると考えております。

なお、第1期中期目標期間における中期目標・中期計画においては、各法人において設定する項目数が非常に多かったのですが、第2期中期目標期間における中期目標・中期計画においては、各法人において精査されており、例えば中期計画数の大幅な減少など、各法人における中期計画の作成状況の変化を踏まえた評価方法の見直しも必要ではないかと考えております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ご質問があればお願いします。

○ 中期目標の達成状況の評価は、現況分析の結果を十分に活用しつつ行うということについて、これは中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析の評価結果をどのように関連付けて考えれば良いかという問題ですが、中期目標の達成状況評価では、目標期間におけるプロセスを評価することができるが、現況分析は、言葉のとおり点のようなイメージがあり、目標期間終了時点での水準を測るものと考えられることから、中期目標の達成状況をプロセスと考え、その結果としての、あるいは成果としての現況分析と考えた場合、評価に当たって、一方の実施時期を前倒した場合、不公平感が生じるのではないのでしょうか。中期目標の達成状況の成果として現況分析を考えるのか、あるいは達成状況評価と現況分析は分けて考えるべきであるのか、中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析の関係について、ご説明願いたい。

● 現況分析は、1つは学部・研究科等ごとという場所的な点で分析し、もう1つは中期目標期間終了時点という時間的な点で分析しています。また、質の向上度として、期末間の状況を分析するということです。中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析の関係は、制度設計次第になると思いますが、基本的に、現況分析は、教育研究組織ごとに中期目標期間終了時点の水準を測るとともに、期末間における質の向上度を明らかに

するものであり、中期目標の達成状況を適切に判断する上での大切な要素と考えています。

○ 教育研究組織ごとの現況分析の結果を、法人全体の中期目標の達成状況評価の要素とするということについて、具体的にイメージができないのですが、例えばどのような形なのでしょうか。

● 具体的には、例えば学業の成果を分析する際に、法人全体としては、一般的な目標を設定し、各学部・研究科等において、具体的に学生が身に付ける学力や資質・能力といった目標を設定することが想定され、その具体的な目標は分野ごとに違うことから、中期目標の項目や内容によって、関連する現況分析の項目を反映していくというイメージです。

○委員長 ほかにご質問はありますか。

○ 認証評価の資料の活用について、これは認証評価で使った資料を法人評価に活用するという意味なのか、それとも認証評価の結果を使って法人評価を行うという意味なのか、ご説明いただければと思います。

● 法人からみれば、認証評価で用意した様々な資料はそのまま活用したいという意味であり、当機構からみれば、認証評価で受けた教育研究活動等の状況の評価結果を活用したいという意味であることから、双方の意味合いを持っております。

○ わかりました。

● 先のご質問と併せ、補足説明させていただきます。

まず、現況分析を前倒した場合の実施時期の差異について、第1期中期目標期間における平成22年度に実施した評価では、平成20、21年度の2年間における実施状況とその成果において、平成16～19年度の4年間の評価結果を変えうるような顕著な変化はほとんどありませんでした。よって、学部・研究科等の現況分析は中期目標期間終了時点の水準を測るものではありませんが、実質的には、その実施時期に多少の差異があったとしても、教育研究の質に大きな変化はないのではないかと考えられます。理念的にはおっしゃっており、現況分析はまさに目標期間終了時点の水準を測るものであり、かつ質の向上として、今回は第1期中期目標期間が終了した時点から、第2期中期目標期間が終了したときにどれだけ質が上がったかということは問われますけれども、具体的な運用として、評価手法をご検討いただきたいと思います。

次に、認証評価の資料の活用について、第1期中期目標期間における評価においても、各法人に対しては、認証評価で使った資料を利用してくださいということは何度も申し上げておりました。よって、第2期中期目標期間における評価では、評価を効率的に実施す

る観点からも、認証評価結果を何らかの形で活用していけるよう検討する必要があると考えられます。一方で、法人評価とは別の認証評価としての枠組みがあり、評価の実施時期等が異なる中で、どのような活用方法が考えられるか、ご検討いただきたいと考えております。

○委員長　ほかにご質問はありますか。

○　認証評価は主に教育に関する状況についての評価であることから、法人評価において、認証評価の資料を活用する場合、教育と研究は同等の価値基準であるのか、あるいは、社会からの関心という点からみて教育に重点が置かれるのか議論が必要になってくると思われませんが、いずれにしても認証評価の資料の活用というのは、教育については可能であるが、それだけでは教育研究の評価にはならないということでしょうか。

●　そのとおりです。

○委員長　ほかにご質問はありますか。

○　評価の実施時期に差異を設けるということは、90 法人をグループ化し、年度ごとに数グループずつ実施していくということでしょうか。

●　いえ、全法人が同時に法人化され、中期目標期間も同一であるため、単一年度に全法人の評価を実施いたします。

○　第1期中期目標期間における評価体制について、評価の単位は部会ごとではなく、グループごとということでしょうか。

●　中期目標の達成状況評価については、達成状況判定会議として、各法人等の状況に応じた8つのグループを編成し具体的な評価を実施しており、学部・研究科等の現況分析については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる等の観点から、教育研究組織ごとに10の分野別の学系部会を編成し具体的な評価を実施し、分野別の分析結果を法人別に取りまとめ、8つの各グループへ提出いただいております。ここで、中期目標の項目の内容によっては、現況分析の項目に関連するものがあることから、評価結果において大きな乖離がないかを確認するという体制となっております。また、研究業績水準の判定に当たっては、科学研究費補助金の分類を基に、66の研究分野ごとに、複数の専門委員を配置した専門部会を設置し、判定結果を現況分析部会及び達成状況判定会議に提出いただいております。

○委員長　ほかにご質問はありますか。

○　トムソン・ロイター等の論文のデータベースのデータを分析すると、日本全体ある

いは国立大学等全体の質の高い論文数、厳密に言えば注目度の高い論文数が減っておりま  
す。国際的に見ても他の先進国、あるいは中国、韓国は右肩上がり増加していますが、  
日本だけが2000年頃から、あるいは法人化以降明確に減少しています。当委員会として、  
国立大学等の研究の質の向上を支援・促進する評価を行っても、国全体あるいは国立大学  
等全体を見るとそのアクティビティが低下しているということです。つまり、評価を行っ  
た結果が、国全体の国際的な学術の競争力の向上に反映されるに至っていない。今後、こ  
の教育研究評価が国際的な競争力の向上等にどのように寄与していくか検討する必要があ  
ると考えられます。

また、国立大学法人評価制度として、目標管理の仕組みとして実績を評価する制度を導  
入し、併せて、学部・研究科等の現況を分析するため、教育研究組織ごとに、共通の評価  
指標に数値的な指標を加味して評価を実施する仕組みとなっていますが、民間企業で行わ  
れている目標による管理の仕組みとの違いを考えてみますと、民間企業では、例えば各人  
の目標の策定時には、上司と部下において目標のすり合わせを行っております。あるいは  
会社全体での成果目標の策定時には、全体の目標を立てて、それを実現するため各部署へ  
目標を展開し、事業を実施しております。一方、国立大学法人等においては、法人として  
達成すべき目標を中期目標として定める際及び当該中期目標を達成するための計画を中期  
計画として作成する際に、法人本部と各学部・研究科等において、目標・計画のすり合わ  
せが行われていないことや、法人全体の目標が各学部・研究科等の目標として展開されて  
いないことが問題ではないかと考えております。

また、第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点として示されている「暫  
定評価は実施しない」ことについて、中期目標期間終了後にのみ当該目標期間の実績を評  
価する場合、次期の中期目標・中期計画に関する検討に評価結果を活用できないこととな  
り、目標管理の仕組みとしての効果が半減してしまうため、PDCAサイクルによる業務の継  
続的な改善が可能となる仕組みを考えていく必要があるのではないかと考えられます。

なお、先ほど、中期目標・中期計画は、必要と認められる場合は法令にのっとり変更す  
ることが可能と伺いましたが、例えば、最初は高い目標・計画を立てて、達成できそうに  
ない場合に低い目標・計画に変更するということは認められないわけで、第1期中期目標  
期間においては、原則的に、よほどのことがない限り定めた中期目標・中期計画を変更で  
きなかつたというのが実態だったと思います。

○委員長 PDCAサイクルについては、バランス・スコアカードなどの道具を使って財務

の視点、組織の視点、業務プロセスの視点、ステークホルダーの視点で戦略的に業績管理を行うなど、その仕組みを動かす手法をどのように構築していくか検討することが必要と考えられます。

○ 国全体としての学術における国際的な競争力の向上に係る目標を明確に数値目標としてお決めいただき、そのために必要な財政的措置を十分に行っていただきたいというのが私の主張です。

○委員長 それでは次に、ワーキンググループの設置についてお諮りしたいと思います。只今のご意見を踏まえ、今後、評価方法、評価実施体制等についての検討を本委員会として進めていく必要があります。私としては、本委員会の下に、資料 11 のとおりワーキンググループを設置し、まずワーキンググループで検討に係る論点の整理及びそれらに沿った具体案のたたき台を作成していただき、それを基に本委員会において議論を深めていってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案のとおりワーキンググループを設置したいと思います。また、ワーキンググループをお取りまとめいただく主査には、私としては副委員長の杉山委員にお願いしたいと思いますが、杉山委員いかがでしょうか。

○副委員長 力不足ですが、お引き受けいたします。

○委員長 それでは、杉山先生にご苦勞をおかけしますが、よろしく申し上げます。

その他のワーキンググループの構成員につきましては、私と杉山主査とで相談させていただきます、何名かの先生方にお願いしたいと思います。お願いする先生に決まりましたらご協力をよろしく申し上げます。構成員が決まりましたら、事務局を通じて、各委員にご報告させていただきます。

それでは、今後のスケジュールについて事務局から説明願います。

● 資料 12 の今後のスケジュール案をご覧ください。

只今ワーキンググループの設置についてご了承いただきましたので、早速 9 月 5 日に第 1 回ワーキンググループを開催させていただき、10 月に開催予定の第 2 回ワーキンググループと併せ、本日ご審議いただきました各論点に沿いまして、第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価の実施方法等のたたき台について議論いただきたいと思いますと考えております。10 月中下旬に文部科学省の国立大学法人評価委員会が開催され、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領が決定される

予定ですので、その後の10月下旬に本委員会の第2回目を開催させていただき、ワーキンググループで検討されたたたき台を基に、本委員会で議論を深めていただきたいと考えております。

その後、本委員会のご意見等を踏まえ、11月、12月にかけて第3回及び第4回のワーキンググループを開催し、再度具体案をご検討いただき、平成24年1月中旬の第3回本委員会で、具体の実施方法に関しまして審議いただきたいと考えております。

また、実施方法等について審議いただいた結果について、平成24年3月頃に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る実施要項（案）」として取りまとめ、パブリックコメントを実施したいと考えております。

全体のスケジュールは以上のように考えております。

○委員長　ありがとうございました。

今後のスケジュールに関してご質問はありますか。なければ、先生方にはワーキンググループも含めてお願いすることがあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の議事は以上です。ありがとうございました。

— 了 —